

ID: 267

担当部署: 上下水道局

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市漁業集落排水処理施設条例 第25条から第28条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第154号		
【根拠条文】 (罰則) 第25条 次に掲げる者は、5万円以下の過料に処する。 (1) 第7条第1項の規定による承認を受けずに排水設備工事を実施した者 (2) 第7条第2項の規定による届出を怠って、汚水を排除した者 (3) 第8条の規定に違反して排水設備工事を実施した者 (4) 第9条及び第10条第1項の規定に違反して汚水を排除した者 (5) 第10条第3項及び第12条の2の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 (6) 第11条の規定に違反してし尿を排除した者 (7) 第12条第1項の規定による届出を怠った者 (8) 第16条の規定による資料の提出を拒否し、又は怠った者 (9) 第17条第1項の規定に違反した者 第26条 第14条の使用料の徴収について違反した者は、5万円以下の過料に処する。 第27条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 2 年 12 月 25 日